

平成 28 年 12 月 16 日  
消 防 庁

## 消防法施行令の一部を改正する政令（案）に対する 意見募集の結果及び政令の公布

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）の内容について、平成 28 年 11 月 5 日から平成 28 年 12 月 5 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3 件の御意見を頂きました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。

また、意見募集の結果を踏まえ、本日、当該政令を公布しました。

### 1 主な改正内容

救急隊の編成について、現行では救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもって編成しなければならないとされているところ、過疎地域及び離島において、市町村が救急業務の適切な実施を図るための計画を定めた場合に限り、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び一定以上の教育を受けた准救急隊員一人以上をもって編成できることとします。

### 2 意見募集の結果

政令案の内容について、平成 28 年 11 月 5 日から平成 28 年 12 月 5 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3 件の御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙の通りです。

### 3 政令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等を踏まえて検討し、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 379 号）を平成 28 年 12 月 16 日に公布しました。



(連絡先)  
消防庁救急企画室 大嶋理事官・谷口事務官  
TEL 03-5253-7529 (直通)  
FAX 03-5253-7539

## 【消防法施行令の一部を改正する政令（案）についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見の反映の有無
No. 1	一の市に該当地域と非該当地域が混在する場合があるが、過疎地域だと思い出動し、非該当地域であった場合、准救急隊員の活動は「違法行為」であるのか。混乱が生じるおそれがあると思う。	該当地域にて発生した傷病者に係る救急業務を実施する場合のみ、准救急隊員を含めた救急隊を編成することができます。 なお、当該救急業務を行うためには実施計画を策定することとしており、当該計画の中に、不測の事態が生じた場合に三人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施することができる体制の整備について定めることとする予定です。	無
No. 2	一部事務組合において、役場職員を准救急隊員にした場合、公務災害補償等はどちらが責任を負うのか。	准救急隊員としての業務に関しては、消防業務を担う一部事務組合の管理者が責任を負います。	無
No. 3	救急隊の編成について、准救急隊員1人以上ではなく、消防吏員1人以上（初任科で50時間の救急に関する講習を受講）とすることはできないか。	本改正は、近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域等において消防吏員3人による24時間体制の維持が困難となっている状況に鑑みたものです。 このような状況に対する措置としては、御提示いただいた案とはでききません。 また、准救急隊員の要件として、92時間以上の講習を受けること等としており、50時間の講習では不十分であると考えます。	無
No. 4	救急隊員の要件として、現行上「消防職員」としているところ、本改正案により「消防吏員」と限定している。これにより救急隊員の要員が不足するなどの不都合が生じるおそれはないのか。	現行の消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）において、救急隊員は「消防吏員」とされているところであります、御指摘のような不都合が生じるおそれは無いと考えます。	無
No. 5	准救急隊員の訓練に不安が残るが、救急隊員2人と准救急隊員1人とで役割分担を工夫することによって適切な運用が図られると考えられ、本改正案をやむを得ず認める。	本政令案に対する賛成意見として承ります。	無

○提出意見数：3件

※提出意見数は、提出意見者数としています。

※とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約しております。

## 消防法施行令の一部を改正する政令概要

### 1. 改正の経緯

- 近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域や離島においては、救急業務の空白が生じつつある。
- 愛媛県西予市の一地域において、救急隊を平日昼間しか配置ができておらず、同市から地方分権改革提案として、救急隊（現行 3 人）を 2 人で編成し、軽症患者を搬送したいとの要望があった。
- 上記提案を受け、過疎地域等において、救急業務を 3 人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせる等の方策について検討し、必要な措置を講じる旨の閣議決定がなされた。

### 2. 改正の概要

- 救急業務の空白地域を解消し、発生を防止するため、特定の条件不利地域における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とする。
- 市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（実施計画）を定めたときは、2 人以上の救急隊員と 1 人以上の准救急隊員での編成を可能とする。

### 3. 具体的要件

- 准救急隊員を含めた救急隊の編成の対象地域は、過疎地域及び離島（離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄の離島（沖縄本島を除く。））とする。
- 実施計画に記載する総務省令で定める事項は、准救急隊員を含めた救急隊で救急業務を行う時間や地域などとする。また、実施計画を策定した場合、当該実施計画を公表することとしている。
- 准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程（92 時間）を修了した者<sup>※1</sup>等<sup>※2</sup>とする。なお、准救急隊員は、業務を 3 人で行う上で必要十分な応急処置を行うことができるが、危険性の高い応急処置を単独で行うことはできない。

※ 1 講習を受けさせた上で、常勤の消防職員として併任した役場職員等

※ 2 医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士及び救急科（250 時間）を修了した者

### 4. 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

# 救急隊の編成をより柔軟に行うための政令改正

## 《課題》

近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域や離島においては、救急業務の空白が生じつつある。

## 《検討経緯》

### 地方分権改革提案

一部の地区において、救急隊が平日昼間しか配置されず、夜間や休日は遠く離れた本署から救急隊が出動している状況。  
救急隊(現行3人)を2人で編成し、軽症患者を搬送したい。

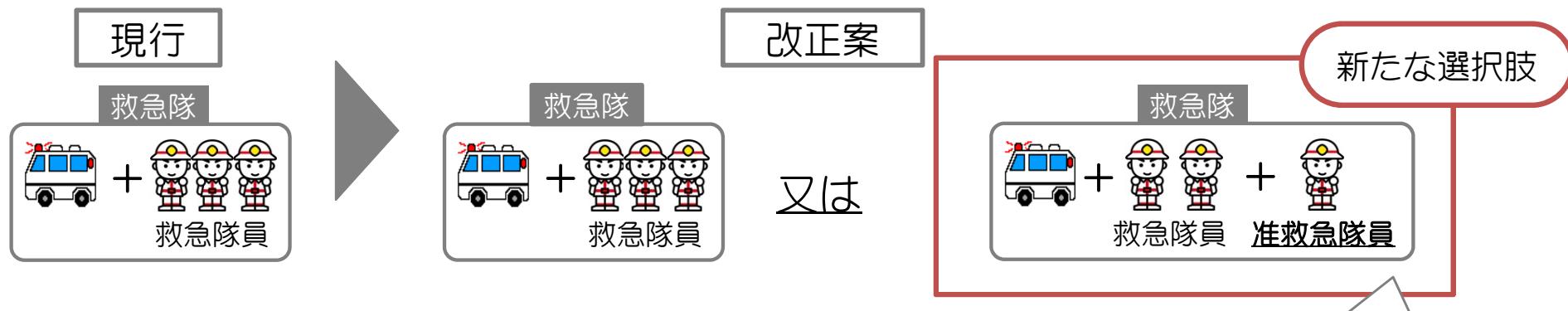
【愛媛県西予市より】

### 閣議決定(H27.12.22)概要

過疎地等において、救急業務を3人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせるなどの方策について検討し、必要な措置を講じる。

## 《対応》

救急業務の空白地域を解消し、発生を防止するため、特定の条件不利地域における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とするための政令(消防法施行令)の改正を行った。(平成29年4月1日施行)



### 【対象地域】 過疎地域等の条件不利地域

- 過疎地域
- 畦島 (離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄の離島(沖縄本島を除く。))

- 准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程(92時間)を修了した者※1等※2
  - ※1 講習を受けさせた上で、常勤の消防職員として併任した役場職員等
  - ※2 医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士、救急科(250時間)修了者
- 准救急隊員は、業務を3人で行う上で必要十分な応急処置を行うことができるが、危険性の高い応急処置※を単独で行うことはできない。
  - ※ 例 のどに詰まった異物に対する吸引器を用いた除去
- 市町村は、実施地域や実施時間等についての計画を策定し、公表

## 愛媛県西予市の提案(地方分権改革の提案募集)

救急隊(現行3名)を2名で編成し、軽症患者を搬送したい

(目的) 現場到着時間の短縮による救命率の向上



## 平成27年的地方からの提案等に関する対応方針

閣議決定(平成27年12月22日) 【提案番号328】消防法(昭23法168)

救急隊の編成(第35条の12)については、過疎地域等において必要な救急体制を確保できるよう、救急業務を3名以上で実施する体制を維持する中で、安全性を確保しつつ、業務の一部を消防職員以外の者に行わせるなどの方策について検討し、原則として平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会(平成28年2月)

(報告書抜粋)

人口の低密度化が特に進行する条件不利地域などの地域に限定した上で、救急隊員3人以上という現行の基準を緩和し、計3人以上のうち1人は一定の訓練を経た消防職員以外の者での編成によって救急業務を実施できるようにすることが考えられる。

救急業務のあり方に関する検討会  
(平成28年3月)

准救急隊員が行うことのできる応急処置の範囲やそれに応じて必要となる講習(92時間(※))について一定の結論を得た。

※ 通常の救急隊員の場合は250時間の講習が必要。

## 政令第三百七十九号

### 消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十五条の十二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「消防職員」を「消防吏員」に、「充てるようしなければ」を「充てなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の救急自動車及び」を「第一項及び第二項の救急自動車並びに第一項の」に、「傷病者を搬送する」を「傷病者の搬送（法第三十五条の五第一項に規定する傷病者の搬送をいう。次条第二項において同じ。）」に、「をする」を「を設ける」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適

切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員一人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域
  - 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域
  - 三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域
  - 四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域
  - 五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域
- 3 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 第四十四条に次の二項を加える。
- 6 第二項の准救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員（消防吏員を除き、常勤の職員及び地

方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）をもつて充てなければならない。

- 一 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
  - 二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者
- 第四十四条の二第二項中「傷病者を搬送する」を「傷病者の搬送」に、「をする」を「を設ける」に改め、同条第三項中「充てるようしなければ」を「充てなければ」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（地方公務員災害補償法施行令の一部改正）

2 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「（消防団員を含む。次項において同じ。）」を「、消防団員、准救急隊員」に改め、同条第二項中「、当該」を「、それぞれ同表の」に改め、同項の表警察官の項第三号中「勾引状、<sup>こう</sup>勾

留状」を「勾引状、勾留状」に改め、同項第五号中「防禦」を「防御」に改め、同表消防吏員の項中「消防吏員」の下に「及び消防団員」を加え、同項第二号中「防禦」を「防御」に改め、同項の次に次のように加える。

准救急隊員	天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御
-------	---------------------------

第二条の三第二項の表麻薬取締員の項第一号及び第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「勾引状、勾留状」を「勾引状、勾留状」に改め、同表災害応急対策従事職員の項中「防禦」を「防御」に改める。

(交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正)

3 交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号二中「勾配」を「勾配」に改め、同号末中「さく」を「柵」に改め、同条第三号中「第十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

消防法施行令の一部を改正する政令・新旧対照条文 目次

- 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（本則関係）
- 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）（附則第二項関係）
- 交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第百四号）（附則第三項関係）

消防法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

◎ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（救急隊の編成及び装備の基準）

第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。

現 行

（救急隊の編成及び装備の基準）

第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。

2 | 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員一人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。

- |  |  |
|--|--|
| 一   離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第一条第一項に規定する離島振興対策実施地域    |  |
| 二   奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域 |  |
| 三   小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）                |  |

（）第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二

条第一項に規定する過疎地域

五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号

に規定する離島の区域

3 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

4 第一項及び第二項の救急自動車並びに第一項の航空機には、傷病者の搬送（法第三十五条の五第一項に規定する傷病者の搬送をいう。次条第二項において同じ。）に適した設備を設けるとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

5 第一項及び第二項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防吏員をもつて充てなければならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

6 第二項の准救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員（消防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）をもつて充てなければならない。

一 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

2 前項の救急自動車及び 航空機には、傷病者を搬送する

に適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

3 第一項 の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員をもつて充てるようになければならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

第四十四条の二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第

三十条第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。

2 前項の航空機には、傷病者の搬送に適した設備を設けるとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

3 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の職員をもつて充てなければならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者  
二 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者として総務省令で定める者

第四十四条の二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第

三十条第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。

2 前項の航空機には、傷病者を搬送するに適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

3 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の職員をもつて充てるようになければならない。

一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者  
二 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者として総務省令で定める者

## 【附則第二項関係】

◎ 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（特殊公務に従事する職員の特例）	
第一条の三 法第四十六条に規定する政令で定める職員は、警察職員、消防吏員、消防団員、准救急隊員、麻薬取締員及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員（次項において「災害応急対策従事職員」という。）とする。			2 法第四十六条に規定する政令で定める職務は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職務とする。
職員の区分	職務	職員の区分	職務
警 察 官	一 犯罪の捜査 二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 三 勾引状、勾留状又は収容状の執行 四 犯罪の制止	五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他 の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助 その他の被害の防禦	2 法第四十六条に規定する政令で定める職務は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、当該下欄に掲げる職務とする。
警察官以外	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官がこの表の警察官の項の下欄に掲げる職	警 察 官	一 犯罪の捜査 二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 三 勾引状、勾留状又は収容状の執行 四 犯罪の制止
警察官以外	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官がこの表の警察官の項の下欄に掲げる職	警 察 官	五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他 の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天 災等」という。）の発生時における人命の救助 その他の被害の防禦

					の警察職員	務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの
					消防吏員及び消防団員	一 火災の鎮圧 二 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御
				准救急隊員	天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御	一 火災の鎮圧 二 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦
				麻薬取締員	一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 三 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行	（新設） 一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送
3	法第四十六条に規定する政令で定める率は、百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級（法第二十八条の二第一項第二号に規定する傷病等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級（法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）とする。	災害応急対策従事職員			の警察職員	務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの

					の警察職員	務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの
					消防吏員	一 火災の鎮圧 二 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦
				（新設）	（新設）	一 火災の鎮圧 二 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦
				麻薬取締員	一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送	（新設） 一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送
3	法第四十六条に規定する政令で定める率は、百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級（法第二十八条の二第一項第二号に規定する傷病等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級（法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）とする。	災害応急対策従事職員			の警察職員	務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの

【附則第三項関係】

◎ 交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第百四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法附則第十六条第一項の政令で定める費用）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）附則第十六条第一項に規定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用（当該費用につき国の補助を受けた場合にあつては、当該補助に係る費用を除く。）とする。</p> <p>一 都道府県公安委員会（法第二百四十四条の規定により道公安委員会の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。第五号において同じ。）による次に掲げる施設の設置に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 信号機、道路標識又は道路標示</li> <li>ロ 交通管制センター（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号ロに規定する交通管制センターをいう。）</li> </ul> <p>二 地方公共団体による次に掲げる施設の設置でその管理する道路（道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第二条第一項に規定する道路及び法第二条第一項第一号に規定する道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）で総務大臣が関係行政機関の長と協議して定める基準に該当するものをいう。以下この条において同じ。）に係るものに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）</li> <li>ロ 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、他の車両の速度よりも遅い</li> </ul>	<p>（法附則第十六条第一項の政令で定める費用）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）附則第十六条第一項に規定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用（当該費用につき国の補助を受けた場合にあつては、当該補助に係る費用を除く。）とする。</p> <p>一 都道府県公安委員会（法第二百四十四条の規定により道公安委員会の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。第五号において同じ。）による次に掲げる施設の設置に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 信号機、道路標識又は道路標示</li> <li>ロ 交通管制センター（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号ロに規定する交通管制センターをいう。）</li> </ul> <p>二 地方公共団体による次に掲げる施設の設置でその管理する道路（道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第二条第一項に規定する道路及び法第二条第一項第一号に規定する道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）で総務大臣が関係行政機関の長と協議して定める基準に該当するものをいう。以下この条において同じ。）に係るものに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）</li> <li>ロ 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、他の車両の速度よりも遅い</li> </ul>

速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、主として車両の停車の用に供することを目的とする道路の部分、待避所、路肩の改良若しくは視距を延長するための道路の改築により設けられる施設、道路標示若しくは区画線によつて区画された歩行者の用に供する道路の部分の路肩の整備により設けられる施設又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道を有しない道路において自動車を減速させて歩行者若しくは自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置若しくは自動車の通行の用に供する部分の幅員の縮小により設けられる施設で、緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間において設置されるものハ 交差点又はその付近における突角の切取り若しくは車道の拡幅により設けられる施設又は交通島

二 道路が鉄道（新設軌道を含む。）と交差する場合におけるその交差している道路の部分の舗装、拡幅又は勾配若しくは交差点の改良により設けられる施設

ホ 道路標識、柵、街灯、道路情報提供装置、道路上の若しくは道路に接する自動車駐車場、視線誘導標、他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡（第六号において「道路反射鏡」という。）、地点標、区画線又は道路に接する自転車駐車場で、安全な交通を確保するためのもの

### 三 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項及び第二項の救急自動車の設置に要する費用

四 地方公共団体による交通安全教育の用に供する施設の設置に要する費用

五 都道府県公安委員会による道路標示の補修に要する費用

速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、主として車両の停車の用に供することを目的とする道路の部分、待避所、路肩の改良若しくは視距を延長するための道路の改築により設けられる施設、道路標示若しくは区画線によつて区画された歩行者の用に供する道路の部分の路肩の整備により設けられる施設又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道を有しない道路において自動車を減速させて歩行者若しくは自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置若しくは自動車の通行の用に供する部分の幅員の縮小により設けられる施設で、緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間において設置されるものハ 交差点又はその付近における突角の切取り若しくは車道の拡幅により設けられる施設又は交通島

二 道路が鉄道（新設軌道を含む。）と交差する場合におけるその交差している道路の部分の舗装、拡幅又は勾配若しくは交差点の改良により設けられる施設

ホ 道路標識、柵、街灯、道路情報提供装置、道路上の若しくは道路に接する自動車駐車場、視線誘導標、他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡（第六号において「道路反射鏡」という。）、地点標、区画線又は道路に接する自転車駐車場で、安全な交通を確保するためのもの

### 三 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項の救急自動車の設置に要する費用

四 地方公共団体による交通安全教育の用に供する施設の設置に要する費用

五 都道府県公安委員会による道路標示の補修に要する費用

六 地方公共団体による道路反射鏡又は区画線の補修でその管理する道路に係るものに要する費用

六 地方公共団体による道路反射鏡又は区画線の補修でその管理する道路に係るものに要する費用